

新しい「皇族女子宮家」の在り方

(京都産業大学名誉教授) 所 功

現行『皇室典範』の問題点を検討して改善点を提示しようとする努力は、平成十七年(二〇〇五)以来、何度も行われてきたが、今なお具体的な法改正に至っていない。それには様々な事情があるとしても、このまま放置すれば、益々困難な事態に陥る恐れがある。

そこで、令和二年(二〇二〇)十二月、政府の「有識者会議」が纏めた「報告書」(翌年一月国会提出)に基づき、三つの方策中、①に含まれる疑問を指摘すると共に、修正案を略述し、博雅のご理解を賜りたい。

「有識者会議」の報告案

その①とは、「皇族数確保の具体的方策」として掲げる「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」という案である。それは、現行典範の第十二条に、

皇族女子(皇室で生まれ育った女子)は、天皇及び皇族以外の者(一般国民の男性)と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

という規定を改めることになる。ただ、皇位継承資格を「皇統に属する男系の男子」のみに限定する典範の第一条を絶対視する論者などへの配慮からであろうか、「皇族女子」とその子孫が「女性・女系天皇」とならないようにするため、その「配偶者(夫)と子(男女とも)は、皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるものとする」という考えを提示している。

宮家皇族と一般国民の違い

しかしながら、このような考えは、不自然であり不適切といわざるをえない。現行の憲法でも皇室関係法でも、周知のとおり、天皇・皇族と一般国民とは明確に区別されているからである。

念のため申せば、まず(イ)天皇と後継者の地位(皇位)は「世襲」と定められている。また(ロ)天皇は国家・国民統合の「象徴」としての行為(公務)を果たさなければならず、万一それが不可能に近くなれば、他の成年皇族(男女とも)は、「摂政」の任務を引き受けなければならない。さらに(ハ)内廷(本家)だけでなく宮家(分家)の皇族も、男女を問わず「品位保持」に努めなければならない。

それに対して、一般国民は法的に(イ)(ロ)(ハ)のような義務も権利も有しない。その反面、「公共の福祉に反しない限り」広汎な自由を認められている。従って、もしも皇族女子の夫と子に「一般国民としての権利・義務を保持し続ける」とすれば、世俗的な政治家・経済人・宗教家・芸能人などになること(そのような関係者に利用されること)を阻むことは出来ないであろう。

「皇族女子宮家」も家族一体に

ところで、前掲のごとく「皇族女子」が結婚後も皇族として宮家を立てることは認めるが、その夫も子も皇族になることを認めない、という考えを支持する論者の多くは、現行の『民法』を改めて「選択的夫婦別姓制度」を導入すれば、「一つの戸籍の中に二つの姓(氏)が存在することになり、家族に共通の姓・家族名がなくなる」「夫婦が別姓ならば子も父か母のどちらかと別姓になり、家族単位の一団性が崩れて個人単位になる」のだから反対するという。この点は、私もほぼ同意見である。

そうであるならば、皇室には一般国民のような氏（姓）がない（結婚して皇室に入れば氏がなくなる）けれども、内廷であれ宮家であれ、その構成員は一体であることが自然であり当然であろう。

今や皇族身分の方が極めて少ないから、その数が減らないように、少しでも増えるようにすることが「先延ばしすることのできない課題」である。もし新しく皇族女子を当主とする宮家が可能になれば、その夫も皇族となり、ご一緒に皇族としての公務に励んでもらわなければならない。

ただ、一般男性から婚姻により皇族となる方は、皇位継承の資格を有しない。けれども、その「皇族女子宮家」で生まれた子（皇族）に継承資格を認めるかどうかは、現段階で明文化せずに、次世代の状況次第で、必要性が少なければ認めないが、必要性が高くなれば認めると決めておくことが現実的であろう。

「皇族女子宮家」が的確

なお、従来安易に「女性宮家」といつてきたが、今後は「皇族女子宮家」と称するほうが的確だと考える。単に「女性皇族」といえば、婚姻により后妃となる女性も含むが、新しく宮家を立てるのは、皇室に生まれ育った「皇族女子」（内親王・女王）に限られるからである。

令和六年（二〇二四）二月四日（立春）記